

乗用装置のある トラクター・コンバイン・田植機等をお持ちの方へ

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機等を所有さ

れている方は、

軽自動車税の申告が 必要です！

1. 軽自動車税の申告が必要な農機具

最高速度が35km/h未満の、

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機等

で乗用装置のあるものは、申告が必要です。

2. 申告窓口

申告窓口は、主たる定置場のある市町村税務担当課です。

農耕用小型特殊自動車を

所有されている方は、

必ず市町村に申告してください。



3. 公道を走らなくても申告は必要ですか？

軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。

公道走行の有無とは無関係です。

所有している場合は、必ず申告していただく必要があります。

4. 税額

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機等の農耕用特殊自動車の年税額は、1600円です。

申告方法等ご不明の点の

お問い合わせは、

市町村税務担当窓口

まで、お願いします。

